

者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ退席ナク其

ノ事務ヲ農地開發營團理事長ニ引渡スベシ

理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ理事長、

副理事長、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在

地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

農地開發營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第七十三條 本法ニ規定スルモノノ外農地開發營團ノ

設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條 開墾助成法ハ昭和十七年三月三十一日限

リ之ヲ廢止ス但シ同日以前ニ同法ニ依ル助成金交付

ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第七十五條 登錄稅法中第五條ヲ左ノ如ク改ム

第五條 農地開發營團カ農地開發債券ニ付登記ヲ受

タルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムベシ

一 農地開發債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込

毎回拂込金額

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

金十圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受

クルトキハ毎一件金一圓ノ登錄稅ヲ納ムベシ

第七十六條 登錄稅法第十九條第七號中「產業組合」ノ

上ニ「農地開發營團」ヲ、「產業組合法」ノ上ニ「農

地開發法」ヲ加ヘ同條第十六號ノ次ニ左ノ一號ヲ

加フ

十六ノ二 農地開發營團カ農地開發事業ノ爲ニス

ル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第七十七條 印紙稅法第五條第五號ヲ左ノ如ク改ム

四ノ二 小切手

五 農地開發營團ノ發スル出資證券

五 小切手

五六 厚生省衛生局の公醫依託養成制度の制定

明治二十九年三月二十日公布法律第二十七號登錄稅法
抄錄

第五條 則除

第十九條 左ニ掲タルモノニハ登錄稅ヲ課セズ但シ

第三號ノ二、第八號乃至第九號ノ四、第十一號、

第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ

定ムル所ニ依ル

七 恩給金庫、產業組合、產業組合聯合會、產業

組合中央會、庶民金庫、蠶絲共同施設組合、漁

業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、

工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、工業

組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商業

小組合、商業組合中央會、貿易組合、貿易組合

聯合會、貿易組合中央會、造船組合、造船組合

聯合會、海運組合、海運組合聯合會、肥料製造

業組合、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事

業組合聯合會ニ付恩給金庫法、產業組合法、庶

民金庫法、蠶絲業法、漁業法、商工組合中央金

庫法、工業組合法、商業組合法、貿易組合法、

造船事業法、海運組合法、重要肥料業統制法又

ハ自動車交通事業法ニ基ギテ爲ス登記

ル登記

明治三十二年三月十日公布法律第五十四號印紙稅法

抄錄

第五條 左ニ掲タル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ
納ムルコトヲ要セズ

斯ゝる實情に鑑み厚生省は今回公醫依託養成制度を創設して公醫となる者を採用し醫學校に依託して養成

我が國に於ける醫師の偏在と多數の無醫村存在の弊害に對處するため厚生省衛生局に於ては今回その一對策として公醫依託養成制度を創設し醫務普及の一端に資することとなつた。参考の爲「公醫依託生志願者便覽」を掲ぐれば左の如くである。

公醫依託生志願者便覽

趣旨

我國は今や東亞共榮圈の確立に邁進しあり高度國防國家の建設は喫緊の要務である。

此の大使命達成の爲には人的資源の涵養、確保が極めて重要であり國民體位の向上、保健衛生の振作が最も肝要である。而して國家の此の要望に對し最大の責務を有する者は醫師であることは多言を要しない。されば醫師の國家に對する使命は將來惑、重且大を加ふるものと謂はねばならない。

然るに我國に於ける醫師の分布狀況を見るに著しく都市に偏在し農山漁村に薄く醫師なき村が年々増加して來ることは國民醫療上實に憂ふ可き現象である。政府は此等の無醫村に對して補助金を交付して診療所を設け醫療機關の充實を計り來つたのであるが之に勤務する醫師も近來は容易に得難き状況になつたのである。

し卒業の上は一定年間無醫村診療所を始め官公立病院等に勤務せしめることとしたのであるが之により我國に於ける醫療の普及を計り人的資源の涵養上遺憾なきを期せんとするものである。

志願の資格

公醫依託生は左の學生、生徒中素行佳良、思想堅實、身體強健の者を採用せらるゝのであるが之により我國も從來在學者でも差支へない。又男女、學年を問はないのである。

一、大學令ニ依ル大學醫學部醫學科ノ學生

二、官公立又ハ私立(醫師法第一條第一項ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタルモノ)ノ醫學専門學校醫科ノ生徒

三、帝國大學及官立醫科大學臨時附屬醫學專門部ノ生徒

右は何れも内地に在る學校に限る。

志願の手續

公醫依託生を志願する者は別記様式の願書に左の書類等を添へて在學學校の醫學部長又は學校長に提出するのであつて醫學部長又は學校長は之に意見書を添へて厚生省へ送達せられるのである。

一、履歷書(和紙ニ毛筆ヲ以テ記載シタルモノ)・自筆ノコト)

二、戸籍抄本(現在ノモノ)

三、學業成績證明書(新規入學者ハ入學前ノ最高學校ノ最終學年ノ成績證明書、從來在學者ハ前學年ノ成績證明書)・學業成績證明書ノ各學科目ヲ記載シタルモノトス)

四、身體檢查書(エックス線検査ヲ要ス)

五、寫眞(出願前六箇月以内ニ撮影シタル手札型正面脱帽半身像)

志願書提出期限は毎年四月三十日限りである。

採用の決定

昭和十六年度に於ける公醫依託生の採用人員は大學部八十名、專門部百名の豫定である。公醫依託生の採否決定(五月中)したるべきは所屬の醫學部長又は學校長を經て本人に通達され且採用者の氏名は官報を以て公告せられる。

學資の給與

公醫依託生には左の區分に依り在學中毎月政府より學資を給與せられる。

大學部學生 月額 五十圓

專門部生徒 月額 四十圓

左の場合には學資の支給を停止せらる。

一、休學シタルトキ

二、陸海軍現役ニ服シタルトキ(未ダ入營セザル期間ヲ除ク)

又ハ戰時事變ニ際シ若ハ兵役法第五十五條ニ依リ召集セラレタルトキ

三、國家總動員法第四條ニ基キ徵用セラレタルトキ

又三月以上引續き缺席したるべきは三月を超ゆる期間も學資の支給を停止せられる。

左の場合は學資の一部又は全部の返納を命ぜられる。

機会が多い。

又公醫は普通の場合官吏、待遇官吏或は府縣吏員に任せられるのであるから勉強次第で順次権要なる地位の衛生技術官となり得る計りでなく一定年限を勤務すれば恩給(退職料)を給與せられることになる。

官吏又は待遇官吏には敘位敘勳の恩命を拜する誠に有難い途が開かれてあるので公醫も此の恩典に浴する機會が多い。

公醫依託生の心得べき事項

公醫依託生の心得べき事項は左の通である。

一、誓約書の提出——公醫依託生を命ぜられたるべきは別記様式の誓約書の提出を要するのである。誓

約書には確實なる保證人二名の連署が要る。

免許の出願を爲す義務が第一にある。其の次に醫師を免許せられたるべきは公醫として厚生大臣の指定した場所(内地)に勤務せねばならぬ。

公醫として勤務すべき義務年限は學資の給與を受けた期間に一年を加へた期間であるが其の内最初の一年間は臨床上の修練を積む意味で官公立病院等に勤務しないの期間を無醫村診療所、保健所等に勤務する義務がある。

公醫の待遇及榮典

二、任意退學及任意離退の制限——公醫依託生は正當の事由なくしては任意退學又は公醫依託生たることを任意離退することを許されない。

三、公醫依託生の罷免——左の各號の一に該當したるときは公醫依託生を免ぜられる。

(イ) 退學處分又ハ停學處分ヲ受ケタルトキ

(ロ) 退學シタルトキ

(ハ) 成業ノ見込ナキトキ

(ニ) 正當ノ事由ニ因リ公醫依託生ヲ辭シタルトキ

四、學資の辨償——公醫依託生として政府より學資の支給を受けたる者(イ)公醫依託生を免ぜられたるとき又は(ロ)義務年限中に公醫を免ぜられたるときは既に受けたる學資の全額又は一部の辨償を命ぜられる。

五、公醫依託生の遵守事項——公醫依託生は別に定むる公醫依託生心得及厚生省の指示する事項は嚴に遵守すべきものである。

保險院の「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」調査

保險院に於ては保險院調查資料第二號として「諸國に於ける癡疾、老齡及寡婦孤兒保險制度」なる冊子を刊行したが、その附錄として簡約されてゐる一覽表の一部を再録すれば以下の如くである。(丁抹、チエッコ・スロバキア及芬蘭の分を除く。)

(一) 被保險者範圍

英吉利

國內及英船舶内に於て勞働契約に依り雇傭せらるゝ

| | 十四歳以上の者 | | 五八 | |
|-------------------------------|--------------|---------------------|-------|----|
| (ロ) 年收七、一一〇マルク以下の職員、高級船員 | 獨逸瑞典 | (ロ) 四十歳未滿の礦山勞働者 | 強制 | |
| (ハ) 鐵業勞働者 | | (ハ) 十六歳以上六十六歳迄の一般國民 | | |
| (ニ) 聯邦及州に雇傭せらるゝ勞働者 | | (ニ) 制度實施期及性質 | | |
| (イ) 農工、商業の一般勞働者、家事使用人、普通船員 | 佛蘭西 | (イ) 宰婦孤兒及老齡掛金年金制度 | 英吉利 | |
| (ロ) 鐵夫 | | (ロ) 一九二五年 | | |
| (ハ) 海上航行に從事する船員 | | | | |
| (ミ) 鐵道及郵便事業從業員 | | | | |
| (ホ) 國營事業(例、煙草、燐寸、造幣等)の勞働者、伊太利 | | | | |
| (イ) 十五歳以上六十五歳迄の農工、商業の貨銀勞働者 | 獨逸 | (イ) 癡疾、老齡保險は一八八九年 | 強制 | |
| (ロ) 船舶乗組員及港灣にて船舶に雇傭せらるゝ者 | 佛蘭西 | (ロ) 宰婦、孤兒保險は一九一一年 | | |
| (ハ) 國營鐵道及電話事業の從業員 | | (ハ) 職員制度 | 一九一三年 | |
| (ニ) 船舶關係勤務者 | | (ロ) 鐵夫制度 | 一九二三年 | |
| (イ) 白耳義 | 一般社會保險制度 | (イ) 一般社會保險制度 | 英吉利 | |
| (イ) 貨金勞働者、年收一、八〇〇法以下の獨立勞働者 | 商工業勞働者及家事使用人 | (ロ) 農業勞働者制度は一九三〇年 | | |
| (ロ) 年收額を問はず總ての職員 | 制度は | (ハ) 船員制度 | 一九三四年 | 強制 |
| (ハ) 鐵山勞働者及其の監督者 | | (ニ) 鐵道從業員制度 | 一九〇九年 | |
| (ニ) 船員 | | (ホ) 郵便從業員制度 | 一九三〇年 | |
| (ホ) 十八歳以上の國民一般(任意加入) | | (ミ) アルサス・ローレンに於ける制度 | 一九二四年 | |
| (1) 勞働者制度 | | (1) 勞働者制度 | 一九一九年 | |
| (2) 職員制度 | | (2) 職員制度 | 一九一九年 | |
| (3) 鐵夫制度 | | (3) 鐵夫制度 | 一九一一年 | |
| (イ) 貨金勞働者制度 | | (イ) 貨金勞働者制度 | 一九一一年 | |
| 和蘭 | | (ロ) 貨金勞働者制度 | 一九一二年 | 強制 |